

令和 5 年 第 1 2 回

色麻町農業委員会総会進行録

令和5年11月27日（月）

色麻町農業委員会進行録

令和5年11月27日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担当	氏名
1	農地	菅原隆行
2	農政	早坂成弘
3	農地	鎌田一宣
4	農地	阿部きよ子
5	農政	佐々木範雄
6	農政	佐藤勝
7	農政	堀籠慶浩
8	農政	武田公美子
9	農政	齋條仁美
10	農地	早坂孝悦
11	農地	大泉貞行
12		堀籠勝恵

・出席委員 12名 ・欠席委員 0名

・会議録書記 遠藤由美 ・事務局長 山崎長寿

議決事項 議案第28号 農地法第3条の規定による許可決定について
議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
議案第30号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について
議案第31号 非農地証明願について
報告第1号 農用地利用集積の利用権終了について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は12名でございます。
定足数に達しておりますので、第12回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、9番 齋 條 仁 美 委員、10番 早 坂 孝 悦 委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。
・・・省略・・・
それでは議事に入ります。

議長 議案第28号、農地法第3条の規定による許可決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第28号、農地法第3条の規定による許可決定について。
農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 事務局より番号13番の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号13番、権利の種類、所有権移転無償、譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん、申請地、王城寺字八原〇番地〇、地目田、地積1,971㎡、外3筆、計21,562㎡及び王城寺字八原〇番地〇、地目畑、地積7,542㎡、王城寺字八原〇番地〇、地目雑種地、外2筆、計11,473㎡、合計8筆、合計地積40,577㎡。
申請内容につきましては、議案28号番号13番資料の「譲渡理由疎明書」にも示されておりますが、相続を受けたものの、譲渡人の〇〇さんの生活基盤は現在、〇〇県〇〇市であり、農地を含む不動産の全てを管理す

ることは困難な状況であるため、父、〇〇さんの生前から、農地の管理等を含め交流もあり、これまで委託により農地等の維持・管理に務めていた譲受人の〇〇さん
に無償贈与する贈与契約書を締結する運びとなったとのことです。

なお、議案28号番号13番資料をご覧いただきご審議いただきますようお願い
いたします。

議 長 内容の説明が終わりました。

議 長 現地調査の報告を11番 大泉 貞行 委員よりお願いします。

大泉委員 それでは、番号13番について、現地調査の報告をいたします。
去る11月10日、堀籠会長、早坂委員、それに私と、山崎局長の4名で確認を行いま
した。

確認の結果、先ほど事務局の説明にもありましたが、議案第28号13番資料の現況写
真、それから「譲受理由疎明書」等の内容のとおりで、現に譲受人の佐々木さんが牧草地と
して利用しており無断転用もなく管理しております。

委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告といたします。

議 長 内容の説明がわかりました。それでは、ご発言をいただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願
いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号13番については、可と決しました。

議 長 次に事務局より番号14番の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号14番、権利の種類自作地の売買、譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん、住所、一の
関字新台道〇〇番地、地目田、地積1,085㎡外1筆 合計1,200㎡ 総額〇〇万円でご
ざいます。

譲渡人の〇〇さんは、離農したいとの理由から、現に賃貸借権を交わしている、譲受人
の〇〇さんに購入いただくことになりました。

譲受人の〇〇さんは、労働力や機械の所有の面からも問題なく、取得農地を効率的に
利用できると判断しております。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を10番 早坂 孝 悦 委員よりお願いします。

早坂委員 それでは、番号14番について、現地調査の報告をいたします。
去る11月10日、堀籠会長、早坂委員、それに私と、山崎局長の4名で確認を行いました。
確認の結果、先ほど事務局の説明にもありましたが、現に〇〇さんが耕作しているほ場で、無断転用もなく適切に管理されておりました。
委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告といたします。

議長 内容の説明が完了しました。それでは、ご発言をいただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号14番については、可と決しました。

議長 以上で、議案第28号農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について。
農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により意見を決定するため審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 事務局より番号2番の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号2番、本申請事業は太陽光エネルギー発電事業でございます。譲受人〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇号 株式会社代表取締役〇〇さん、譲渡人 四釜字〇〇町〇番地〇〇さん申請代理人〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇行政書士〇〇さん、申請地、四釜字町西〇〇番、地目田、地積1, 570㎡ 農用地区域外の第〇種農地でございます。

事業計画書概要では、申請面積の必要性では、パネル面積433㎡、メンテナンススペース及び通路面積842㎡、保全スペース（フェンス外）289㎡、フェンス面積6㎡の合計1, 570㎡となります。

被害防除計画の周辺農地への土砂の流出又崩壊への対策は、盛土、切り土を行う予定はなく、転圧を行うため土砂の流出の恐れはない。また、太陽光パネル設置箇所周辺にフェンスを設置し、人的な安全対策やゴミの飛散及び獣等の侵入を防止する。農業用排水施設への影響については、雨水は自然浸透とする。周辺農地に被害を及ぼすことのないようトラブル防止に努め、万が一の場合は適正に対応する。

資金計画については、当該事業の見積書の額から預金残高証明書から特に問題は無いと判断される。

なお、当該申請受付の農家相談日に担当委員からの意見は、申請地の草刈りは徹底するようにとの意見が出された。行政書士の〇〇氏からは、事業主へ適切に管理するようお願いするとの回答を得ました。

別紙、議案第29号番号5番資料をご覧いただきご審議いただきますよう、お願いいたします。

議長

内容の説明が終わりました。

議長

現地調査の報告を11番 大泉 貞行 委員よりお願いします。

大泉委員

それでは、番号2番について、現地調査の報告をいたします。

去る11月10日、堀籠会長、早坂委員、それに私と、山崎局長の4名で確認を行いました。

確認の結果、先ほど事務局の説明にもありましたが、無断転用も無く、議案第29号2番資料添付の許可申請書及び事業計画書概要等の内容や現況写真からも判断できますが、特に問題となる点はございませんでした。

委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告といたします。

議長

ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声がありますが、承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員異議なしですので、番号2番は可と決しました。
以上で、議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり意見を決定することを可といたします。

議 長 次に議案第30号農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第30号農用地利用集積計画（案）の意見決定について。
基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議されたい。
記書きにつきましては、省略させていただきます。

議 長 事務局より、番号65番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号65番、権利の種類賃貸借権新規設定でございます。渡人〇〇さん 受人〇〇さん、申請地、黒沢字新塚田〇〇番地、地目田、地積2,934㎡他4筆合計地積11,059㎡ 賃貸料10アール当たり〇〇円、期間は〇〇年間です。
申請内容につきましては、これまで賃貸借権を締結していた〇〇さんから自身の健康上の理由から合意解約となりました。
新規設定の受人〇〇さんは労働力及び機械の所有の面からも問題なく農地を効率的に利用するものと判断しております。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言をいただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号65番は可と決しました。

議 長

次に事務局より、番号66番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

番号66番、権利の種類賃貸借権新規設定でございます。渡人〇〇さん 受人〇〇さん、申請地、黒沢字新本田〇〇番地、地目田、地積3,324㎡他1筆合計地積 5,657㎡ 賃貸料10アール当たり〇〇円、期間は〇〇年間です。

申請内容につきましては、番号65番でもご説明いたしましたが、これまで賃貸借権を締結していた〇〇さんから自身の健康上の理由から合意解約となりました。

新規設定の受人〇〇さんは労働力及び機械の所有の面からも問題なく農地を効率的に利用するものと判断しております。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言をいただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長

全員賛成ですので、番号66番は可と決しました。

議 長

次に事務局より番号67番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

番号67番、権利の種類、賃貸借権新規設定でございます。渡人〇〇さん、受人〇〇さん、申請地、黒沢字新土利壇〇〇番地、地目田、地積2,651㎡ 賃貸料10アール当たり〇〇円、期間は〇〇年間です。

申請内容につきましては、番号65番、66番と同様でございます。

新規設定の受人〇〇さんは労働力及び機械の所有の面からも問題なく農地を効率的に利用するものと判断しております。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言をいただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長

全員賛成ですので、番号67番は可と決しました。

議 長 次に事務局より番号68番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号68番、権利の種類、賃貸借権新規設定でございます。渡人〇〇さん外1名、受人〇〇さん、申請地、黒沢字新土利壇〇〇番地、地目田、地積2,756㎡ 賃貸料10アール当たり〇〇円、期間は〇〇年間です。

申請内容につきましては、番号67番と同様でございます。

新規設定の受人〇〇さんは労働力及び機械の所有の面からも問題なく農地を効率的に利用するものと判断しております。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言をいただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号68番は可と決しました。

議 長 次に事務局より番号69番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号69番、権利の種類、賃貸借権新規設定でございます。渡人〇〇さん、受人〇〇さん、申請地、黒沢字新塚田〇〇番地、地目田、地積3,079㎡ 他3筆地積合計7,202㎡ 賃貸料10アール当たり〇〇円、期間は〇〇年間です。

申請内容につきましては、番号67番と同様でございます。

新規設定の受人〇〇さんは労働力及び機械の所有の面からも問題なく農地を効率的に利用するものと判断しております。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言をいただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号69番は可と決しました。

議長 次に事務局より番号70番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号70番、権利の種類、賃貸借権新規設定でございます。渡人〇〇さん、受人〇〇さん、申請地、四竈字五郎太郎〇〇番地〇〇、地目田、地積915㎡他1筆地積合計3,445㎡ 賃貸料10アール当たり〇〇円、期間は〇〇年間です。
受人〇〇さんは労働力及び機械の所有の面からも問題なく農地を効率的に利用するものと判断しております。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言をいただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号70番は可と決しました。

議長 次に事務局より番号71番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号71番、権利の種類、賃貸借権新規設定でございます。渡人〇〇さん、受人〇〇さん、申請地、四竈字大原〇〇番地〇、地目田、地積1,620㎡他5筆地積合計16,353㎡ 賃貸料10アール当たり玄米〇〇キロ、期間は〇〇年間です。
新規設定ではありますが、これまで〇〇さんの父親である〇〇さんが〇〇さんと設定しておりましたが、代替わりとなったことで〇〇さんとの新規設定となりました。
つきましては、受人〇〇さんは労働力及び機械の所有の面からも問題なく農地を効率的に利用するものと判断しております。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言をいただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号71番は可と決しました。

議 長

次に事務局より番号72番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

番号72番、権利の種類、賃貸借権新規設定でございます。渡人〇〇さん、受人〇〇さん、申請地、高根字新原畑〇〇番地、地目田、地積2,984㎡他2筆地積合計9,062㎡ 賃貸料〇〇円と自家消費用飯米期間は〇〇年間です。

受人〇〇さんは、刈りとり及び乾燥調整は〇〇水稻組合に依頼していますが、労働力及び他の機械所有の面からも問題なく農地を効率的に利用するものと判断しております。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言をいただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長

全員賛成ですので、番号72番は可と決しました。

議 長

番号73番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

番号73番、権利の種類、賃貸借権再設定でございます。渡人〇〇さん、受人農事組合法人代表理事〇〇さん、申請地、大字新焼切〇〇番地、地目 田、地積1,493㎡ 賃貸料10アール当たり〇〇円、期間は〇〇年間です。

受人 農事組合法人〇〇は労働力及び機械の所有の面からも問題なく農地を効率的に利用するものと判断しております。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言をいただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長

全員賛成ですので、番号73番は可と決しました。

議 長

次に事務局より番号74番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号74番、権利の種類、賃貸借権新規設定でございます。渡人〇〇さん、受人〇〇さん、申請地、志津字新川原田〇〇番地〇〇、地目田、地積365㎡他5筆合計地積12,327㎡賃貸料10アール当た〇〇円、期間は〇〇年間です。

受人 〇〇さんは労働力及び機械の所有の面からも問題なく農地を効率的に利用するものと判断しております。

なお、期間〇〇年間の設定については、〇〇さんと他の賃貸借権で設定しているほ場があり、その分と終期を合わせたため〇〇年間と設定いたしました。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言をいただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号74番は可と決しました。

議長 以上で、議案第30号農用地利用集積計画（案）の意見決定については、承認することに決しました。

議長 議案第31号 非農地証明願についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 議案第31号 非農地証明願について。

非農地証明願を受理したので当該土地を調査した結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議されたい。

記書につきましては、省略させていただきます。

議長 番号5番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号5番、当該農地は農用地区域外にある農地で、住所、黒沢字上館〇〇番地、登記簿地目畑、現況宅地、面積415㎡ 申請内容につきましては、昭和〇〇年から庭及び通用路として利用していたことでした。

この度、息子夫婦の新居建築にあたり通用路を確保するため非農地証明願の提出となりました。

別紙、議案第31号番号5番資料をご覧いただきご審議いただきますよう、お願いいたします。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を10番 早坂孝悦委員よりお願いします。

早坂委員 それでは、番号5番について、現地調査の報告をいたします。
去る11月10日、堀籠会長、大泉委員、それに私と、山崎局長の4名で確認を行いました。

確認の結果、先ほど事務局の説明にもありましたが、議案第31号5番資料でもおわかりの通り、現に庭及び通用路等として利用しており農地としての利用はなされておりました。

委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告といたします。

議長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員異議なしですので、番号5番は可と決しました。

議長 以上で、議案第31号非農地証明願については承認することに決しました。

議長 報告第1号農用地利用集積の利用権終了についてを報告いたします。

議長 事務局より報告内容の朗読と説明をお願いします。

事務局長 報告第1号、農用地利用集積の利用権終了について。
基盤強化法第18条第1項の規定による農地利利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の④の規定により、通知を行ったことを報告いたします。

議長 おはかりいたします。

報告第1号、番号7番から番号10番は受人が同一の方であり関連がございますので一括報告といたしますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員異議なしですので、番号7番から番号10番は一括報告いたします。

議長 それでは、事務局より番号7番から番号10番まで報告内容の朗読と説明をお願いします。

議長 以上で本日附議されました案件につきましては、以上であります。

議長 第12回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前10時00分

閉会時刻：午前10時32分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和5年11月27日

議長（会長） 堀 籠 勝 恵 ㊟

署名委員 齋 條 仁 美 ㊟

署名委員 早 坂 孝 悦 ㊟